

指 名 停 止 情 報

- ① 株式会社府中植木 東京都府中市若松町4-13-1
- ② 株式会社玉川造園 東京都府中市小柳町3-19-3

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第10号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間

(①、②の事業者)

自 令和2年8月25日 至 令和2年11月24日 3ヶ月

2 指名停止の理由

上記①～②の事業者は、代表取締役らが、東京都府中市発注の公園拡張工事及び道路工事等の入札に関し、府中市議から事前に入札情報の教示を受け、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和2年6月2日、公契約関係競売等妨害容疑で警視庁に逮捕された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。